四日市市告示第180号

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱(平成 30 年四日市市告示第 106 号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|----------------------|--------------------|
| (定義) | (定義) |
| 第2条 この要綱において、次の各号に | 第2条 この要綱において、次の各号に |
| 掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 | 掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 |
| 号に定めるところによる。 | 号に定めるところによる。 |
| (1) から(3) まで(略) | (1) から(3) まで(略) |
| (4) 主たる事業所 国内における従業 | |
| 員総数の2分の1以上の従業員が常 | |
| 時勤務している事業所をいう。 | |
| (5)従業員 補助金の交付の対象とな | |
| る企業に直接雇用されている者 (派 | |
| <u>遣社員等を除く。)をいう。</u> | |
| | |
| | |

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)